

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	宮古市

宮古市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 宮古市農林水産部農林課
所在地 岩手県宮古市宮町1丁目1番30号
電話番号 0193-68-9094
FAX番号 0193-63-9116
メールアドレス norin@city.miyako.iwate.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、タヌキ、キツネ、アナグマ、アライグマ、ハクビシン、ツキノワグマ、ニホンザル、カワウ、カルガモ、キジバト、ヒヨドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、マガモ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	宮古市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害金額（被害面積）
ニホンジカ	水稲、豆類、果樹、野菜、工芸作物	4,016千円（167a）
イノシシ	豆類、野菜、いも類	517千円（13a）
タヌキ	野菜	6千円（1a）
キツネ	被害なし	—
アナグマ	被害なし	—
アライグマ	被害なし	—
ハクビシン	水稲、野菜	113千円（4a）
ツキノワグマ	水稲	7千円（1a）
ニホンザル	被害なし	—
カワウ	アユ等（淡水魚）	2,900千円
カルガモ	被害なし	—
キジバト	被害なし	—
ヒヨドリ	果樹	6千円（1a）
カラス	被害なし	—
マガモ	被害なし	—

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

①ニホンジカ

本市において、捕獲数や農作物被害金額が最も多い獣種である。被害の品目については野菜が最も多く、次いで水稻の被害が多い状況である。前回の計画期間（R4～R6）での有害捕獲数は、R4年度に879頭、R5年度に933頭、R6年度に1,341頭となっており、年々増加傾向であることから、引き続き個体数の増加及び被害の継続が予想される。

②イノシシ

本市において、R3年度に初めて1頭捕獲され、R6年度には31頭の捕獲となった。目撃情報は急増している状況であるが、ニホンジカと異なり捕獲が難しい獣種であり、個体数増加に伴い農作物被害の増加が懸念される。R5年度の農作物被害額は1,000千円を超え、R4年度の被害額の約4倍まで増加している。他の獣種と比較し、繁殖力が強いことから、今後更に対策を強化する必要がある。

③ツキノワグマ

R5年度には、出没件数や人身被害件数が過去最多となり、R6年度以降も被害防除や捕獲対応を強化している。被害の品目については、飼料作物（デントコーン等）や果樹（りんご等）の被害が多く、電気柵等で被害防除をしても、強く執着して侵入する個体がほとんどであり、農作物被害が継続している状況である。また、人身被害も毎年発生していることから、出没時には迅速に対応する必要がある。

④ニホンザル

果樹や露地野菜などが被害を受けていると思われるが、他の小動物との区別が付けにくいことから被害報告は少数にとどまっているところである。しかし、畑付近での群れの目撃や、市街地でのハナレザルの目撃数が増加しており、農作物被害の増加や人身被害の発生が懸念されている。

については、サル専用の被害防除対策の推進や捕獲体制整備が必要である。

⑤タヌキ、キツネ、アナグマ、ハクビシン

野菜や果樹への被害が発生している状況である。電気柵等による被害防除が困難であるため、被害が継続している状況である。

⑥カワウ

閉伊川水系を中心としたアユ等の食害が多く、放流前から追払いによる防除を実施しているが、被害は横ばいとなっている。

⑦鳥類（カワウ以外）

果樹や野菜への被害が確認されている。小動物同様、被害防除が難しいことから、被害が継続している状況である。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和 6 年度）		目標値（令和 9 年度）	
	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積
ニホンジカ	4,016 千円	167a	4,016 千円	167a
イノシシ	517 千円	13a	517 千円	13a
タヌキ	6 千円	1a	6 千円	1a
キツネ	被害なし	—	—	—
アナグマ	被害なし	—	—	—
アライグマ	被害なし	—	—	—
ハクビシン	113 千円	4a	113 千円	4a
ツキノワグマ	7 千円	1a	7 千円	1a
ニホンザル	被害なし	—	—	—
カワウ	2,900 千円	—	2,900 千円	—
カルガモ	被害なし	—	—	—
キジバト	被害なし	—	—	—
ヒヨドリ	6 千円	1a	6 千円	1a
カラス	被害なし	—	—	—
マガモ	被害なし	—	—	—

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

項目	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・宮古市鳥獣被害対策実施隊による捕獲や被害防除（追払い） ・捕獲報告用のスマートフォンアプリの導入 ・専門業者による講習会の実施（効率的な捕獲、安全対策等） ・実射訓練大会の開催 ・クマ用はこわなの製造 	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲数の増加に伴う、捕獲個体の新たな受け入れ先や処分方法の検討 ・これまで埋設処分されてきた捕獲個体の利活用 ・ニホンザルの被害防除や捕獲方法の検討
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・宮古市有害鳥獣被害防止対策事業費補助金による侵入防止柵の普及 ・鳥獣被害防止総合対策交付金による侵入防止柵の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止柵の維持管理（下草刈り等） ・ワイヤーメッシュ立体柵等、新たな被害防除策の検討
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市の広報やホームページによる環境整備（刈払い等）の周知 ・クマ出没マップによる注意喚起（市のホームページやLINE等） ・防災行政無線によるクマ出没の注意喚起 	<ul style="list-style-type: none"> ・放任果樹の伐採に係る支援 ・クマの過去の出没状況や被害状況等のデータを活用した注意喚起の実施

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

①対象鳥獣の捕獲

ニホンジカについて、R6年度に1,341頭を捕獲し、初めて1,000頭超えの捕獲となった。R5年度と比較すると約1.4倍の捕獲数となっており、急激に増加している状況である。また、これまでの捕獲数の推移から、個体数が増加していると推測されるため、R9年度には2,000頭以上の捕獲を目標とする。

イノシシについては、捕獲数は30頭程度であるが、繁殖力の高さや目撃情報の増加から、積極的な捕獲が必要である。

ツキノワグマについては、R5年度の大量出没時、46頭（錯誤捕獲を除く）の捕獲があり、過去最高の捕獲数となった。今後も出没や個体数の増加が考えられることから、特例配分の範囲内で迅速な対応が必要である。また、頭数配分を上回る場合でも、追加配分要望や通常許可申請により、農作物被害や人身被害の防止に

努めていく必要がある。

その他、小動物や鳥類についても、農作物被害が続いており、かつ、被害防除も難しいことから、積極的な捕獲を実施する。

②捕獲個体の利活用

本市において捕獲しているニホンジカ等の捕獲個体は、ほとんどが埋設処分されており、利活用がほとんどされていない状況である。上記のとおり、ニホンジカを中心に、多くの捕獲があることから、捕獲個体を地域資源として有効活用し、かつ、積極的な捕獲により農作物被害を低減させるため、ジビエ事業を実施する。事業の実施に向け、今後、ジビエ処理加工施設や実施体制等の整備を行う。

③捕獲個体の処理

宮古管内（宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村）の市町村での捕獲個体は、宮古地区広域行政組合へ持ち込みし、最終処分場へ埋設処理している状況である。本市以外の市町村でも年々捕獲数が増加していることから、埋立容量が間に合わず、最終処分場での処理が今後困難となる見込みである。有害鳥獣の積極的な捕獲を継続しつつ、最終処分場の負担を軽減するため、簡易埋設設備の設置を行う。関係法令を遵守しながら、設置場所、減容化の方法、管理方法等、様々検討を重ねつつ、設置基数も徐々に増やすことを目標とする。

④被害防除対策の普及

宮古市有害鳥獣被害防止対策事業費補助金や鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、電気柵等の被害防除対策を普及する。また、電気柵は維持管理が課題となっていることから、ワイヤーメッシュ立体柵等、新たな技術の導入も検討する。

⑤その他

新たな担い手の確保のため、狩猟免許取得や猟銃購入に係る経費等について、補助金により支援を行う。

有害鳥獣による農作物被害防止、クマ対策、ジビエ事業等について、市民の知識の習得や防除意識の向上を図るため、講習会等の開催を検討する。

ICT活用機器の利用について、スマートフォンアプリによる捕獲報告を導入しているところであるが、その他、捕獲活動の効率化や事務の簡素化が図られる技術の導入も検討する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む)。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

宮古市鳥獣被害対策実施隊について、宮古地区猟友会から推薦された者のうちから、宮古市長が任命する。人数は110名以内とし、地域班と専門対策班を組織する。効率的かつ確実な捕獲を行うため、ライフル銃を使用した活動を行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7~9年度	ニホンジカ、イノシシ、タヌキ、キツネ、アナグマ、アライグマ、ハクビシン、ツキノワグマ、ニホンザル、カワウ、カルガモ、キジバト、ヒヨドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、マガモ	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲については、県の第13次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画に基づき取り組む。 ・ニホンジカ及びイノシシについては、くくりわなや巻狩りによる捕獲体制を構築し捕獲を行う。その他の鳥獣については、被害状況に応じた最も効果が期待できる方法で捕獲に取り組む。 ・岩手県自然保護課及び岩手県猟友会と連携し、狩猟免許試験及び事前講習会を周知し、狩猟免許の取得を促進するなど、新たな被害対策の担い手の育成に取り組む。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
①ニホンジカ	捕獲数について、R3年度は814頭、R4年度は879頭、R5年度は933頭、R6年度は1,341頭となっており、平均で約1.2倍ずつの増加となっている。ついては、毎年1.2倍の増加を見込み、R9年度の目標を2,100頭とする。
②イノシシ	捕獲数について、R3年度は1頭、R4年度は8頭、R5年度は30頭、R6年度は31頭となっている。捕獲数自体はニホンジカと比較すると少ない状況であるが、繁殖力の高さや目撃情報の増加等を考慮し、毎年1.5倍の増加を見込み、R9年度の目標を100頭とする。
③ツキノワグマ	ツキノワグマについては、市独自の捕獲頭数目標は設定せず、県の第二種特定鳥獣管理計画に基づく適正な捕獲を実施する。
④ニホンザル	今回の被害防止計画で初めて対象鳥獣とするものであり、捕獲方法や捕獲技術が確立されていない状況である。また、他の獣種と比較し、出没件数や農作物被害額等が少ないことから、具体的な捕獲数は設定せず、被害状況を考慮して捕獲を行う。
⑤その他（小動物・鳥類）	小動物や鳥類も、上記の獣種と同様に農作物被害を発生させている獣種であり、侵入防止柵等での対策も困難な状況である。ついては、可能な限り捕獲数を増加させることとする。 なお、カルガモ、キジバト、ヒヨドリ、カラスについては、岩手県第13次鳥獣保護管理事業計画が定める捕獲実施者1人あたりの捕獲等の数の制限を遵守する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ニホンジカ	1,500頭	1,800頭	2,100頭
イノシシ	45頭	70頭	100頭
タヌキ	50頭	60頭	70頭
キツネ	20頭	30頭	40頭
アナグマ	60頭	70頭	80頭
アライグマ	設定しない		
ハクビシン	60頭	70頭	80頭
ツキノワグマ	設定しない		
ニホンザル	設定しない		

カワウ	設定しない		
カルガモ	10羽	20羽	30羽
キジバト	80羽	90羽	100羽
ヒヨドリ	10羽	20羽	30羽
カラス	50羽	60羽	70羽
マガモ	10羽	20羽	30羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
・銃器及びわなによる有害捕獲	
・予定時期	ニホンジカ・イノシシ：3～10月 ツキノワグマ：有害鳥獣捕獲許可による その他の獣種：狩猟期間以外の期間
・予定場所	宮古市全域

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容	
①ライフル銃による捕獲等を実施する必要性	
・	当地域の農作物被害は、中山間地帯で多発し、野生鳥獣が多く生息している。散弾銃のみの有害捕獲は、至近距離からの発砲が必要となり、対象獣に気づかれ有害捕獲が進まない状況にある。
・	射程の長いライフル銃による有害捕獲を実施することにより、遠距離からの捕獲が可能で精度も上がり、捕獲率が向上する。また、半矢を防止することができる。
<参考>	宮古市鳥獣被害対策実施隊員 105名(R7.4.1時点) うちライフル銃所持人数 26名(//)
②取組内容	
・	ニホンジカ及びイノシシの有害捕獲 捕獲手段：ライフル銃による捕獲 捕獲予定時期：3～10月 捕獲予定場所：宮古市内
・	ツキノワグマの有害捕獲 捕獲手段：ライフル銃による捕獲 捕獲予定時期：有害鳥獣捕獲許可による 捕獲予定場所：宮古市内
・	ニホンザルの有害捕獲 捕獲手段：ライフル銃による捕獲 捕獲予定時期：3～10月 捕獲予定場所：宮古市内

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、

捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
宮古市内	マガモ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ ニホンザル	被害状況や獣種、住民からの要望等を総合的に判断し、効果的な侵入防止柵の種類や規模を決定し、計画的に整備する。		

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンザル、タヌキ、キツネ、アナグマ、アライグマ、ハクビシン、カワウ、カルガモ、キジバト、ヒヨドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、マガモ	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣被害防止総合対策交付金で整備した侵入防止柵については、地域の管理組合で管理委託契約に基づき、適切に管理する。 宮古市有害鳥獣被害防止対策事業費補助金により整備したものについては、個人や団体において、適切に維持管理する。 侵入防止柵設置者に対し、定期的な見回りや刈払いの実施を指導し、維持管理を推進する。 		

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 7~9 年度	ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・市民向けに、農作物の被害防除や人身被害防止に係る専門家による講習会を開催し、効果的なクマ対策の浸透を図る。 ・藪の刈払い等、見通しの良い環境整備の実施について、広報やホームページ等で周知する。 ・放任果樹の伐採について、補助金による支援を検討し、住宅地周辺への出没を未然に防止する。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

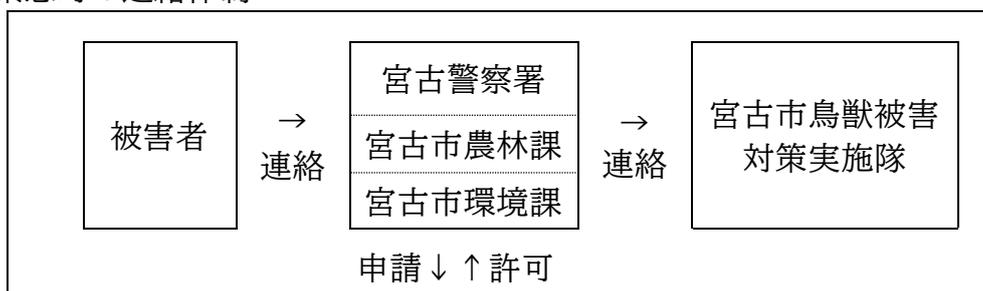
関係機関等の名称	役割
岩手県沿岸広域振興局 保健福祉環境部 宮古保健福祉環境センター	有害鳥獣の捕獲等の許可、関連情報の提供、被害防止及び狩猟者への指導・助言を行う。
宮古警察署生活安全課	猟銃を使用する狩猟者、有害鳥獣駆除従事者に対する安全指導を行う。
宮古市エネルギー・環境部 環境課	有害鳥獣の捕獲等の許可、関連情報の提供、被害防止の指導・助言を行う。
宮古市農林水産部農林課	宮古市鳥獣被害防止対策協議会の事務局を担当し、協議会及び関係機関との連絡・調整を行う。
宮古市鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣関連情報の提供と追払い、防護柵等の設置、捕獲の実施と意見提言を行う。

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマについては、宮古地区広域行政組合の最終処分場での埋設処理又は捕獲現場での埋設処理とする。

ニホンザル、小動物及び鳥類については、宮古地区広域行政組合の焼却施設での焼却処理又は捕獲現場での埋設処理とする。

なお、コルゲート管等による簡易埋設設備の整備を予定していることから、関係法令を遵守しながら、当該設備を活用した処理を試行していく。(ニホンジカの処理を想定)

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	<p>現在、ジビエ処理加工施設整備を進めており、食肉、ペットフード（原料）、皮革製品等の製造を行う予定である。</p> <p>本市で捕獲された個体のほとんどが廃棄されていることから、捕獲個体を地域資源として有効活用し、農作物被害の低減や地域振興を図る。</p>
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

ニホンジカの年間処理頭数は1,500頭を目標とし、民間事業者の経営能力や技術力等を活用した運営を想定している。

施設整備や運営に当たっては、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」や「小規模なジビエ処理施設向け HACCP の考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」等、関係法令を遵守し、国産ジビエ認証施設とする。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

事業者等に「シカ処理衛生責任者講習会」を受講いただき、シカ処理衛生責任者

を配置する。また、ガイドライン、HACCP、国産ジビエ認証等、ジビエ事業に関わる研修会等について、情報共有の上、資質向上を図る。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	宮古市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
宮古市農林水産部農林課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
宮古市エネルギー・環境部 環境課	有害鳥獣の捕獲等の許可、関連情報の提供、被害防止の指導・助言を行う。
宮古市農林水産部水産課	有害鳥獣関連情報の提供、被害防止の指導・助言を行う。
新岩手農業協同組合 宮古営農経済センター	農業分野における情報取りまとめ、意見提言及び対象地域を巡回し、営農指導、情報提供を行う
閉伊川漁業協同組合	河川漁業における情報取りまとめ、意見提言及び対象河川を巡回し、情報提供を行う
宮古地方森林組合	林業分野における情報取りまとめ、意見提言及び対象地域を巡回し、指導、情報提供を行う
宮古地区猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と追払い、捕獲の実施と意見提言を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
岩手県沿岸広域振興局 保健福祉環境部 宮古保健福祉環境センター	有害鳥獣の捕獲等の許可、関連情報の提供、被害防止の指導・助言を行う。
岩手県沿岸広域振興局 農林部 宮古農林振興センター	有害鳥獣関連情報の提供、被害防止技術の指導・助言を行う。
岩手県 宮古農業改良普及センター	有害鳥獣関連情報の提供、営農指導、被害防止技術の指導・助言を行う。

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

【被害防止施策】

- ・有害鳥獣の捕獲、駆除及び処分に関すること。
- ・捕獲技術の向上及び担い手の育成に関すること。
- ・住民の生命、身体又は財産に係る被害の防止のための緊急出動に関すること。
- ・有害鳥獣による被害の状況調査及び有害鳥獣の生息調査に関すること。
- ・前各号に掲げるもののほか、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に関すること。

【規模（隊員数）】

110名以内

(参考) 宮古市鳥獣被害対策実施隊規則 第3条第1項

隊員は、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者（有害鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者にあつては、これを適正かつ効果的に行うことができる者に限る。）であつて、宮古地区猟友会が推薦するもののうちから市長が任命する。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

計画策定後に、新たな有害鳥獣の出現や大量発生などがみられる場合には、協議会の構成機関及び鳥獣被害対策実施隊の役割、構成、規模などについて適宜見直し、効果的な体制づくりを図る。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

計画が現況に適さないと判断されるときは、関係機関と協議しながら計画を見直し、効果的な被害防止に努める。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。